

京都市環境影響評価等に関する条例施行規則
に基づく不充足事業の一体性の判断基準

平成25年4月1日 制定
令和4年7月1日 改正

京都市

はじめに

本基準は、京都市環境影響評価等に関する条例（以下、「条例」という。）別表及び京都市環境影響評価等に関する条例施行規則（以下、「規則」という。）別表第1に基づく不充足事業^(注)の要件及び不充足事業を含む複数の事業間の一体性の判断基準を定めるものです。

これまでの本市の環境影響評価制度では、条例及び規則において、対象事業の規模要件を定め、規模要件以上の事業を行う際には、工事の着手に先立って、環境影響評価等の手続を事業者自ら行う必要がありました。

この制度では、隣接した場所で追加工事を行うなど、大きな事業を複数回に分割して実施する場合であっても、1回あたりの事業規模が規定の規模要件を下回ると環境影響評価の手続を経る必要はありませんでした。しかし、複数回の事業規模を合算すると、結果として環境に大きな影響を与えるおそれがありました。

そのため、平成25年4月1日以降、複数の事業において、事業間の一体性を有すると判断されれば、これら複数の事業の規模を合算し、その結果、対象規模以上となる場合には、条例に基づく環境影響評価手続を義務付けることとなりました。

本基準に従い、複数事業であっても、一体性が明らかとして、一の事業として判断される場合は、複数回の事業規模を合算します。その結果、規則に規定する規模要件以上となれば、条例の対象事業となり、条例に基づく環境影響評価手続を行う必要があります。

※ 本基準において使用する用語は、条例及び規則において使用する用語の例によります。

(注) 不充足事業とは、平成25年4月1日以降に工事に着手する事業で、表1に掲げる要件に該当しないものをいいます。

1 不充足事業の要件について

規則別表第1の備考4に規定する別に定める要件は、次に掲げるものとします。

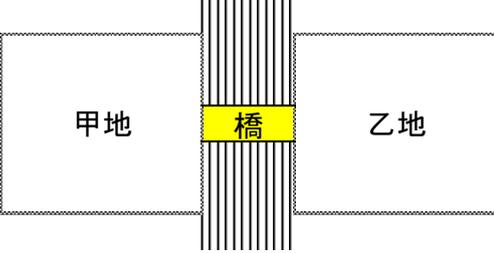
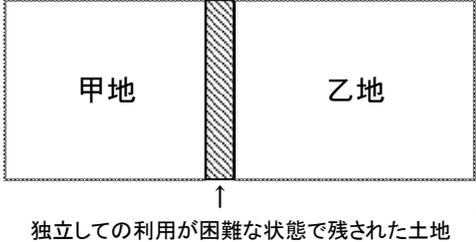
表1

事業	要件
条例別表第6号に掲げる事業	終末処理場の改築の事業（敷地面積が10ヘクタール以上増加するもの）
条例別表第9号に掲げる事業	出力が1,500キロワット以上である風力発電所の設置の工事の事業
	出力が1,500キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業
条例別表第10号に掲げる事業	一般廃棄物最終処分場の設置の事業であって、埋立処分場の面積が5ヘクタール以上であるもの
	一般廃棄物最終処分場の規模の変更の事業であって、埋立処分場の面積が5ヘクタール以上増加するもの
	産業廃棄物中間処理施設の設置の事業であって、敷地面積が9,000平方メートル以上であるもの
	産業廃棄物中間処理施設の規模の変更の事業であって、敷地面積が9,000平方メートル以上増加するもの
	産業廃棄物中間処理施設の設置の事業であって、建築物の建築面積の合計が3,000平方メートル以上であるもの
	産業廃棄物中間処理施設の規模の変更の事業であって、建築物の建築面積の合計が3,000平方メートル以上増加するもの
	産業廃棄物最終処分場の設置の事業であって、埋立処分場の面積が5ヘクタール以上であるもの
	産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業であって、埋立処分場の面積が5ヘクタール以上増加するもの
条例別表第17号に掲げる事業	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を伴う事業であって、同条第13項に規定する開発行為の面積が16ヘクタール（当該区域の全部又は一部が特定地域内にある場合にあつては、8ヘクタール）以上であるもの（土地の形状の変更を行う面積が2ヘクタール未満であるものを除く。）

2 一体性の判断基準について

不充足事業が完了し、又は継続している土地（以下、「甲地」という。）の隣接地又はこれに準ずる土地^(注1)（以下、「乙地」と総称する。）における不充足事業が次の2つの要件を満たす場合は、一体性を有するものとして、甲地における事業（以下、「先発事業」という。）及び乙地における事業（以下、「後発事業」という。）を合わせた事業規模を用いて規模要件を判定し、その結果、規模要件を上回る場合には、条例の対象事業として取り扱うものします。

(注1) 次の土地をいう。

<p>河川、水路等により甲地と隔てられているが、既存の橋又は新設される橋により甲地と連絡される土地。</p>	<p>甲地の隣接地のうち、合理的な理由がないにもかかわらず甲地に隣接する部分を除外した残部の土地。</p>
	

- (1) 乙地における後発事業の開始時期^(注2)が、甲地における先発事業の完了後^(注3)5年以内であること。

(注2) 次の場合をいう。

- ・都市計画法第30条第1項に規定する申請書の申請日
- ・電気事業法第48条に規定する工事計画の届出日
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は同法第15条第1項に規定する設置の許可申請日
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項又は同法第15条の2の6第1項に規定する変更の許可申請日
- ・水質汚濁防止法第5条第1項に規定する設置の届出日又は同法第7条に規定する変更の届出日
- ・その他これらに類する日

(注3) 次の場合をいう。

- ・都市計画法第36条第2項に規定する検査済証記載の日、又は建築基準法第7条第5項に規定する検査済証記載の日のうち、いずれか遅い日
- ・電気事業法第2条第1項第9号に規定する電気事業者の電力系統への連系に係る申込日

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項（同法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による使用前検査の申請日
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第5項（同法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定による使用前検査の申請日
- ・その他これらに類する日

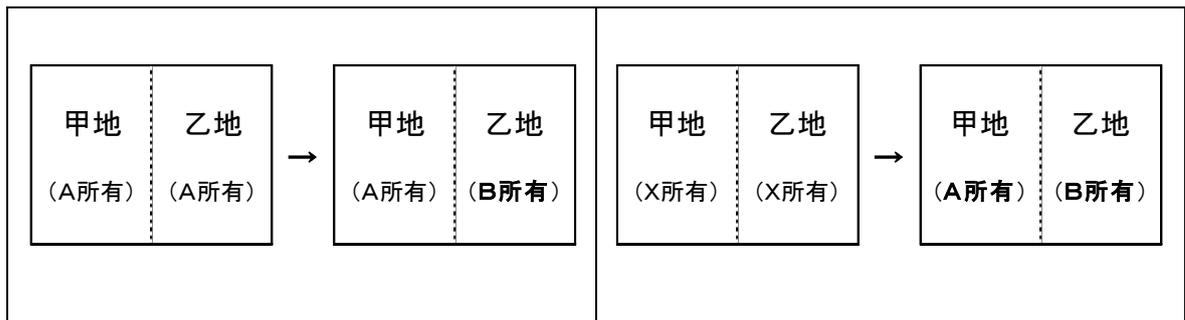
(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 甲地の先発事業者と乙地の後発事業者とが同一人^(注4)である場合

イ 甲地の所有者と乙地の所有者とが同一人^(注4)である場合

ウ 甲地における先発事業開始前1年間に同一人^(注4)が甲地及び乙地を所有していた場合（事例参照）で、乙地における後発事業の計画が、甲地内の道路、設備等又は甲地における先発事業に関する工事により設置された道路、設備等の存在を前提とし、実質上一つの事業であると認められる場合

(事例) 甲地における先発事業の開始前1年間に同一人が甲地及び乙地を所有していた場合



(注4) 「同一人」には、その者と同居している親族、役員、従業員、グループ企業、関連会社その他密接な人的関係又は資本的關係を有する者を含み、その他密接な人的関係又は資本的關係を有する者としては、隣接地又は準ずる土地において開発行為等を行なう者が同一の組み合わせで過去複数回にわたって開発行為等を繰り返している場合等が該当する。